

敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 敦賀駅西地区のにぎわいを創出し、人々の交流を促進するとともに、公衆の利便と回遊性の向上を図るため、敦賀駅西広場公園（以下「駅西広場公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駅西広場公園は、敦賀市鉄輪町1丁目に置く。

(業務)

第3条 駅西広場公園は、第1条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) にぎわいを創出し、市民及び観光者の交流を促進する場所の提供
- (2) 公衆の利便と回遊性の向上を図るための適切な管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第4条 駅西広場公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駅西広場公園の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適當であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に駅西広場公園を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷又は滅失の届出)

第7条 施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) その他管理運営上やむを得ない理由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を市に前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用又は公共の用のために駅西広場公園を使用する場合で特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により駅西広場公園を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰することができない事由により駅西広場公園を使用することができなくなったとき。

(特別な設備等の許可)

第12条 使用者は、駅西広場公園に特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により生じる経費は使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、駅西広場公園の使用を終了したとき、第8条第1項の規定により使用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、市長の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

(禁止行為)

第14条 駅西広場公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駅西広場公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 周りの住民その他第三者の迷惑になる行為をすること。
- (3) ごみその他汚物を廃棄すること。
- (4) 無断で営業、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 無断ではり紙若しくははり札又は広告の表示をすること。
- (6) 危険物を持ち込み、又は施設利用者に危害を与える行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駅西広場公園の使用及び管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、前項に掲げるいずれかの行為をした者に対し、駅西広場公園の使用の中止を命じることができる。

(損害賠償)

第15条 施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失させた者は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、駅西広場公園において天災等不可抗力により生じた損害、盗難等市長の責めによらない原因で生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第9条関係)

| 区分 | 算定基礎 | 使用時間 | 金額 |
|----|------|------|----|
|----|------|------|----|

| | | | |
|--------|-------------|---------|------|
| 駅西広場公園 | 1 平方メートルにつき | 1 時間当たり | 5 円 |
| 電気設備 | 1 か所につき | 24時間当たり | 150円 |
| 上水道 | 1 か所につき | 24時間当たり | 100円 |
| 照明設備 | 1 か所につき | 1 回当たり | 10円 |

備考

- 1 駅西広場公園の使用料の計算に当たり、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間として計算する。
- 2 電気設備及び上水道の使用料の計算に当たり、使用時間に24時間未満の端数が生じたときは、これを24時間として計算する。
- 3 照明設備の使用は原則18時から22時までとする。